E_{20} ＝ 0.01587 E_{21} ＝ 0.01682 E_{22} ＝ 0.01687 E_{23} ＝ 0.01695 E_{24} ＝ 0.018 E_{25} ＝ 0.018 E_{26} ＝ 0.017 E_{27} ＝ 0.017 E_{28} ＝ 0.0163 E_{29} ＝ 0.0128 E_{30} ＝ 0.01301 $E_{令元}$＝ 0.00038	E_{20} ＝ 0.01590 E_{21} ＝ 0.01684 E_{22} ＝ 0.01689 E_{23} ＝ 0.018 E_{24} ＝ 0.018 E_{25} ＝ 0.018 E_{26} ＝ 0.017 E_{27} ＝ 0.017 E_{28} ＝ 0.0131 E_{29} ＝ 0.0128 E_{30} ＝ 0.00063 $E_{令元}$＝ 0.00038
$E_{令2}$ ＝ 0.00064 $E_{令3}$ ＝ 0.00086	$E_{令2}$ ＝ 0.00064
F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 G_{25} ＝ 0.018 G_{26} ＝ 0.017 G_{27} ＝ 0.017 G_{28} ＝ 0.0163 G_{29} ＝ 0.0128 G_{30} ＝ 0.01301 $G_{令元}$＝ 0.00038	F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 G_{25} ＝ 0.018 G_{26} ＝ 0.017 G_{27} ＝ 0.017 G_{28} ＝ 0.0131 G_{29} ＝ 0.0128 G_{30} ＝ 0.00063 $G_{令元}$＝ 0.00038
$G_{令2}$ ＝ 0.00064 $G_{令3}$ ＝ 0.00086	$G_{令2}$ ＝ 0.00064
算式ＸＶ $\frac{\sum_{n=24}^{令3}(B_n \times C_n)}{536円 \times A}$	算式ＸⅦ $\frac{\sum_{n=24}^{令2}(B_n \times C_n)}{554円 \times A}$
算式ＸＶの符号 A　測定単位の数値	算式ＸⅦの符号 A　測定単位の数値